

十二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注
7、ハ並びにニの規定による加算に係る費用の額

十三 (略)

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイ及びロの注
7、チ、リ、ヲ及びワの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス
介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7、ホ、チ及びリの規定
による加算に係る費用の額

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の又及びルの
規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の
介護予防認知症対応型共同生活介護費のリ及びヌの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のヘ
及びトの規定による加算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイ及びロの注6並びに
チからヨまでの規定による加算に係る費用の額

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定
第十四条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定による加算する。

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
(略)	(略)	(略)
秋田県	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
新潟県	(略)	(略)
村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び 板屋越	
兵庫県	姫路市	夢前町山之内 (佐中、熊部、坂根及び小畠の地域に限る。) 及び 夢前町高長
(略)	(略)	(略)

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

十二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注
5、ハ並びにニの規定による加算に係る費用の額

十三 (略)

十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のイの注7及び
トからヨまでの規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給
付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費のイの注7及びニからヘまでの規定による
加算に係る費用の額

十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のト及びチの
規定による加算に係る費用の額並びに指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の
介護予防認知症対応型共同生活介護費のヘ及びトの規定による加算に係る費用の額

十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のホ
及びヘの規定による加算に係る費用の額

十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヘからワまでの規定に
による加算に係る費用の額

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定
第十四条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定による加算する。

都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称
(略)	(略)	(略)
秋田県	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
新潟県	(略)	(略)
村上市	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、檜原及び 板屋越	
兵庫県	姫路市	夢前山之内 (佐中、熊部、坂根及び小畠の地域に限る。) 及び 夢前高長
(略)	(略)	(略)

改 正 後

改 正 前

(傍線部分は改正部分)

十二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費のイ及びロの注
7、ハ並びにニの規定による加算に係る費用の額

(厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定
第十四条 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定による加算する。

改 正 前

改 正 後

(傍線部分は改正部分)

第十一 条 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部改正（厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部改正）

厚生省告示第百一十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)